

議事日程

守口市門真市消防組合議会定例会

平成二十九年三月二十九日（水）

午前十時開会

日程	事件番号	事件名	備考
第一		会期について	
第二	議案第一号	平成二十八年年度守口市門真市消防組合会計補正予算（第二号）	
第三	議案第二号	守口市門真市消防組合消防職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例及び守口市門真市消防組合消防職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案	
第四	議案第三号	守口市門真市消防組合火災予防条例の一部を改正する条例案	
第五	議案第四号	（仮称）守口市門真市消防組合門真消防署南部出張所新築工事請負契約の締結について	
第六	議案第五号	平成二十九年度守口市門真市消防組合会計予算	

平成二十九年三月二十九日

守口市門真市消防組合議定会定例会會議録

守口市門真市消防組合議会定例会会議録

(守口市門真市消防組合消防本部長会議室)

日程第六 議案第五号 平成二十九年守口市門真市消

防組合会計予算

○ 議事日程

平成二十九年三月二十九日(水) 午前十時開会

○ 出席議員(十五名)

日程第一	会期について	一 番	森 博 孝 議員
日程第二	議案第一号 平成二十八年度守口市門真市消防組合会計補正予算(第二号)	二 番	内 海 武 寿 議員
日程第三	議案第二号 守口市門真市消防組合消防職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例及び守口市門真市消防組合消防職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案	三 番	大 倉 基 文 議員
日程第四	議案第三号 守口市門真市消防組合火災予防条例の一部を改正する条例案	四 番	豊 北 裕 子 議員
日程第五	議案第四号 (仮称)守口市門真市消防組合門真消防署南部出張所新築工事請負契約の締結について	五 番	戸 田 久 和 議員
		六 番	佐 藤 親 太 議員
		七 番	吉 水 丈 晴 議員
		八 番	酒 井 美 知 代 議員
		九 番	服 部 浩 之 議員
		十 番	西 田 久 美 議員
		十一番	立 住 雅 彦 議員
		十二番	池 嶋 一 夫 議員
		十三番	上 田 敦 議員
		十四番	阪 本 長 三 議員
		十五番	竹 嶋 修 一 郎 議員

○ 地方自治法第二百二十一条に基づく出席者

管理	副管理	副管理	消防	次	守口消防署	門真消防署	総務課	予防課	警備課	司令課	特別救助隊長	会計管理者
者	者	者	長	長	長	長	長	長	長	長	長	者
西端勝樹	宮本一孝	中村誠仁	熊本正雄	前嶋文夫	日比敏夫	好川和彦	久野隆博	池邨行弘	谷本寿一	西尾秀昭	土井義治	古川富郎

○ 守口市・門真市防災担当部局出席者

守口市危機管理監	守口市危機管理室長	門真市総務部長	門真市危機管理課長
多田昌生	西端義晶	大兼伸央	石丸琢也

○ 議会事務局出席職員

門真消防署副署長	守口消防署消防第二課長	総務課 参事	総務課長補佐	総務課総務係長	総務課総務係長	総務課総務係主任
福井裕次	山田幸彦	中田一人	宮崎智之	阪本利弘	馬場大輔	緒方正文

~~~~~

午前十時開会

○ 西田久美議長 これより組合議会定例会を開会いたします。

開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日ここに組合議会定例会を開会いたしましたところ、議員各位には、御多忙中にもかかわらず、御出席を賜りまして、深く敬意を表する次第でございます。

また、平素は組合議会の運営につきまして、多大な御協力を賜り、厚くお礼を申し上げますとともに、本日の案件は全て重要なものとなっておりますので、慎重なる御審議のほどよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会の御挨拶とさせていただきます。

ここで、本消防職員の不祥事につきまして、消防長から報告させます。

○ 熊本正雄消防長 議長

○ 西田久美議長 熊本消防長

○ 熊本正雄消防長 勤務時間外の不祥事に係る職員の懲戒処分について御報告を申し上げます。

まず、当事者A消防士長につきましては、平成二十六年十月から平成二十七年五月までの八箇月間に、整骨院と共

謀し保険金をだまし取ったものです。

当事者B消防士長につきましては、平成二十六年十月から平成二十七年十二月までの十五箇月に、整骨院から月五千円の謝礼をもらい、診療報酬の水増し請求に加担したものです。

当事者C消防士につきましては、平成二十六年十一月から平成二十七年六月までの八箇月間に、整骨院から月五千円の謝礼をもらい、診療報酬の水増し請求に加担、また、平成二十七年七月から同年十二月までの六箇月間に、整骨院と共謀し保険金をだまし取ったものです。

これら三名とも平成二十九年三月二十七日付けで懲戒免職処分としております。

この度の本消防職員の行為は、市民の皆様の信頼を著しく失墜させるとともに、全体の奉仕者たる地方公務員としてあるまじき行為であり、誠に遺憾であり心からおわび申し上げます。

今後は、このようなことが起こらないよう徹底した綱紀是正と再発防止対策に努め、市民の皆様の信頼を一日でも早く取り戻せるよう全身全霊で業務を遂行していく所存でございます。

この度は、誠に申し訳ございませんでした。

○ 五番 戸田久和議員 議長

○ 西田久美議長 戸田議員

○ 五番 戸田久和議員 この事件は新聞で報道され、あらかじめ消防当局からも聞いて、非常に残念なことだと思いきすけれども、普通、門真や守口の議会では、職員あるいは議員たちに議会の前に新聞の資料のコピーとか配付します。

また、今言ったあの発表した文書、マスコミにも既に配ってあると思いますけどもね、コメント文も議員に渡します。今、用意していたものがあるのであれば、それをコピーして議会が終わるまで結構ですから、資料をちゃんと渡してほしい。そのように思います。言葉でぱっと聞いて、それだけですということではよろしくくない。

それから、ちよつと質問させていただきます。この件ね、私も非常にけしからんという思いと、それから極めて残念だと、消防職員として、特殊な訓練、多額の経費を積んで、ほかの市民、会社員には無い技能を積んだ人たちが、こんなつまらん詐欺に加担しておったということですね。

これは維新の池田市議がやって逮捕され、維新を退会した。維新でこんなようおるなあと思った。まさかうちの消防にそこに繋がっている、加担している人がおつたと夢にも思わなかった。それは、消防の皆さんもそうだと思

ます。

そこでちよつと聞きたいんですけれども、例えば、最近ちよつと変なビデオに職員が出て不祥事になったとかいうこともあります。それは、何かのつけられて、調子こいてやつちやつたという面もあるけども、今回の場合は、非常に保険金詐欺に、しかも複数三名、ただいま分かっていることで三名関わっているということ、それと、かつて過去、つい最近でも、不祥事があった。こういうことはしたらあかんとか。いろんなことがあった。それにもかかわらず、それを右から左で。

（「あんた大体おかしいんと違うか。これ通告した。」 「なぜ通告がいるの。なぜ通告がいるの。」

こういう特別な報告がね、臨時であつてね、議案書に載ってますか。この件」 「質疑でしょ」 「議案にも載っていないもの、なぜ質疑できるのよ」

「質疑でしょ」 「質疑したらええねん」 「あのね、こういう事件があつて、消防議員としてこれぐらい考えるのが当たり前じゃないか」 「議事進行してるどころでしょ」 「議事進行を何か妨害していただけますか、私が」 「質疑したらええねん」 「質疑しはったらええねん。一般質問で」 「質疑してくだ

さい。今」と呼ぶ者あり)

○ 西田久美議長 暫時休憩いたします。

◇ 十時五分 休憩

~~~~~

◇ 十時九分 再開

○ 西田久美議長 休憩を閉じ、議会を再開いたします。

○ 五番 戸田久和議員 はい。議長

○ 西田久美議長 戸田議員

○ 五番 戸田久和議員 では、改めて。今、言ったように非

常に残念なのは、保険金詐欺ってね消防職員としてあるまじきことについて、いくつかの不祥事ときに綱紀肅正とかモラルの向上とか言われてきたのに、その人らの心に届かなかった。

また、内部通報とか誘われた人もいたけど止めた。断つた。でも、断つたけれどもこういうおかしな動きがありますよ。という通報はしてない。ということだと思えますんでね。そうするとやっぱり通報するという気持ちの弱さというところにあるとして、これについて、人事体制が職員の研修体制、モラル、コンプライアンス意識について、かなり深刻にとらえて、今後、改善の必要があると思えますけれども、その点の見解を聞かせてください。

○ 熊本正雄消防長 はい。議長

○ 西田久美議長 熊本消防長

○ 熊本正雄消防長 はい。戸田議員の御質問に対しまして、お答えいたします。

確かに今まで、過去、ここ数年四件の不祥事がありました。その中で、今後考えておりますのが、通り一遍の公務員倫理、地方公務員法等々の教養するんじゃないやなくて、やはり、職員に対しまして、心に響くような教養をしていきたいと、その中には、やはりそういう行為をした場合は、あなたただけではなくて、家族、親、兄弟まで迷惑かかることになる、また、悲しみを与えることになるというような、やはり心に響くような研修体制、これをとっていきたいと考えております。

また、ことが起きた場合のみに研修するのではなくて、やはり、月、月間通しまして、そういった公務員倫理についての研修、教養を今後、それははかってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○ 五番 戸田久和議員 はい。議長

○ 西田久美議長 戸田議員

○ 五番 戸田久和議員 これ、最後です。

二つのこと、簡単にまとめてみます。新聞記事のコピーとか、当初、こうなったときの説明文とかは、これ終わってからでいいですから、議員にちゃんと配付してくれませんかということが一点。

それから、守口門真消防組合が発足して多分、五十年ぐらいでしょうけども、酔って自転車泥棒しちゃったとかなんか、そういうことは置いて、詐欺で職員が三人も送検されたというのは、守門消防歴史始まって以来の不祥事、大事件だと思いますけども、そのことについてはどうでしょうか。

以上、二点お願いします。

○ 熊本正雄消防長 議長

○ 西田久美議長 熊本消防長

○ 熊本正雄消防長 議員の皆様におかれましては、議会終了後、詳細につきましてはコピーさせて、お渡しさせていただけます。

今回の重大な詐欺という行為、これにつきましては、先ほど申し上げましたように、やはり今後、コンプライアンス等しっかりと教養していきまして、今後やはりそういった行為がないように徹底をしまいたいと思っております。

以上でございます。

○ 西田久美議長 次に、管理者から御挨拶を受けることといたします。

○ 西端勝樹管理者 議長

○ 西田久美議長 西端管理者

○ 西端勝樹管理者 改めましておはようございます。開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日ここに組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、何かとお忙しい中にもかかわらず、御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

また、平素から消防行政の推進につきまして、常に適切な御指導、御助言を賜り、心から感謝を申し上げます次第でございます。

さて、本定例会におきましては、平成二十八年度補正予算を初め、条例二件、工事請負契約の締結及び平成二十九年度予算の御審議をいただくことと相成っております。

なお、平成二十九年度予算につきましては、葺島・千石出張所統合庁舎建設事業を初め、消防自動車等の更新整備を予定しておりますが、詳細につきましては、後ほど担当から御説明を申し上げます。

何とぞよろしく御審議の上、御決定を賜りますよう、お

願ひ申し上げます。

以上、誠に簡単ではございますが、開会に当たりましての御挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○ **西田久美議長** それでは、これより会議を開きます。

書記から、本日の欠席議員等の報告を受けます。

○ **中田一人総務課参事** 御報告申し上げます。

本日は、十五名全員の御出席でございます。

以上、御報告を終わります。

○ **西田久美議長** 定足数は超過しておりますので、会議は成立いたします。

この際本日の会議録署名議員を定めます。三番大倉議員、十三番上田議員にお願い申し上げます。

これより議事に入ります。日程に先立ち、御報告申し上げます。

監査委員から、平成二十八年十二月から平成二十九年二月までに行われました「例月出納検査の結果について」及び平成二十八年十二月一日から平成二十九年二月十六日まで実施されました「平成二十八年度定期監査の結果について」それぞれ文書をもって報告がなされております。

以上で報告事項を終わります。

これより日程に入ります。本日の日程は、お手元の議事

日程のとおり、日程第一「会期について」から日程第六、議案第五号「平成二十九年度守口市門真市消防組合会計予算」までの計六件を付議すべきこととなっております。

それでは、日程第一「会期について」を議題といたします。お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日一日といたしたいと存じます。これに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ **西田久美議長** 異議なしと認めます。よって、会期は本日一日と決定いたしました。

次に移ります。日程第二、議案第一号「平成二十八年度守口市門真市消防組合会計補正予算(第二号)」を議題といたします。

○ **九番 服部浩之議員** 議長

○ **西田久美議長** 服部議員

○ **九番 服部浩之議員** この際動議を提出いたします。

ただいま上程されました議案第一号及び以下上程される諸事件の朗読は、提出主文のみにとどめ、他は省略されんことを望みます。

○ **西田久美議長** ただいま服部議員から、議案第一号及び以下上程される諸事件の朗読は、提出主文のみにとどめ、他は省略されたいとの動議が提出されました。よって、本動

議を直ちに議題とし、お諮りいたします。本動議のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 西田久美議長 異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それでは、議題の朗読は省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

- 久野隆博総務課長 議長

- 西田久美議長 久野総務課長

- 久野隆博総務課長 それでは、議案第一号「平成二十八年度守口市門真市消防組合会計補正予算(第二号)」につきまして、御説明申し上げます。恐れ入りますが、付議事件議一一をお開きいただきたく存じます。

第一条歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ四千五百九十九万六千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ三十九億五千三百八十四万五千円にさせていたどうかとするものでございます。

それでは、内容につきまして、歳出から御説明申し上げます。恐れ入りますが、付議事件議一一八をお開き願います。

減額の内容でございますが、本年度におきましては、早

期退職者一名分の退職手当の増額に伴い、十一万三千円不足する状況でございますが、入札を実施しました結果、使用料で百六十万円、付議事件議一一九、消防施設費の委託料で二百六十万円、自動車等購入費で百七十八万円の不用額が生じ、また、その他の費目を精査し、総計におきまして、四千五百九十九万六千円の不用額を計上したものでございます。

続きまして、歳入でございますが、付議事件議一一五及び六にお戻りいただきたいと思えます。

まず、国庫支出金でございますが、救急車の更新整備に對しまして、国庫補助金が交付決定されましたことから、千二百二万円計上するとともに、平成二十七年度決算の繰越金の追加分として、九百五十一万円を増額しております。また、消防施設費の委託料及び自動車等購入費の減額並びに国庫補助金の交付決定に伴いまして、消防債の借入額を二千五百万円減額計上することによりまして、分担金で四千二百五十二万六千円の減額と相成ったものでございます。

なお、この補正によります分担金の減額分四千二百五十二万六千円の算出表は、付議事件議一一七のとおりでございます。守口市分が二千二百七十四万七千円、門真市分が

千九百七十七万九千円の減額となっております。

以上、はなはだ簡単な説明でございますが、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○ **西田久美議長** 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○ **西田久美議長** 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○ **西田久美議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより、議案第一号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ **西田久美議長** 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に移ります。日程第三、議案第二号「守口市門真市消防組合消防職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例及び守口市門真市消防組合消防職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

それでは、書記をして議題を朗読させます。

○ **中田一人総務課参事** 議案第二号

守口市門真市消防組合消防職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例及び守口市門真市消防組合消防職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

守口市門真市消防組合消防職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例及び守口市門真市消防組合消防職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

平成二十九年三月二十九日提出

守口市門真市消防組合 管理者 守口市長 西端 勝樹

以上

○ **西田久美議長** 提案の理由の説明を求めます。

○ **久野隆博総務課長** 議長

○ **西田久美議長** 久野総務課長

○ **久野隆博総務課長** はい。それでは、議案第二号「守口市門真市消防組合消防職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例及び守口市門真市消防組合消防職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案」につきまして、御説明申し上げます。恐れ入りますが、付議事件議二一一から四までを、あわせまして、付議事件参考資料議二一一か

ら四までを御参照願います。

本条例は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、介護及び育児支援に係る規定につきまして、所要の改正を行おうとするものでございます。

それでは改正内容につきまして、御説明申し上げます。

まず、第一条の守口市門真市消防組合消防職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部改正につきまして、御説明申し上げます。

第五条は、休暇の種類に介護時間を追加しようとするものでございます。

第九条は、介護休暇の分割取得につきまして、指定期間内における通算日数及び上限回数を規定しようとするものでございます。

第九条の二は、介護時間につきまして、取得可能期間及び時間の範囲並びに取得時の給与減額を規定しようとするものでございます。

次に、第二条の守口市門真市消防組合消防職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきまして御説明申し上げます。

第二条の二及び第三条は、育児休業の対象となる子の範

囲につきまして、特別養子縁組の監護期間中の子及び養子縁組里親に委託されている子を追加しようとするものでございます。

第九条は、部分休業につきまして、介護時間の承認を受けて勤務しない職員の時間の範囲を規定しようとするものでございます。

最後に、附則でございしますが、第一項は、施行期日を平成二十九年四月一日とするものでございます。

第二項は、改正前の条例の規定により、介護休暇の承認を受けた職員につきまして、改正後の介護休暇の指定期間を規定するものでございます。

以上、誠に簡単な説明ではございますが、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。
以上です。

○ 西田久美議長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。
(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○ 西田久美議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を最終いたします。

これより討論に入ります。
(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○ 西田久美議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

○ これより議案第二号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 西田久美議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に移ります。日程第四、議案第三号「守口市門真市消防組合火災予防条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

それでは、書記をして議題を朗読させます。

○ 中田一人総務課参事 議案第三号

守口市門真市消防組合火災予防条例の一部を改正する条例案

守口市門真市消防組合火災予防条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

平成二十九年三月二十九日提出

守口市門真市消防組合 管理者 守口市長 西端 勝樹
以上

○ 西田久美議長 提案理由の説明を求めます。

○ 池邨行弘予防課長 議長

○ 西田久美議長 池邨予防課長

○ 池邨行弘予防課長 はい。それでは、議案第三号「守口市門真市消防組合火災予防条例の一部を改正する条例案」につきまして御説明申し上げます。恐れ入りますが、お手元の付議事件議三―一及び二を、あわせまして、付議事件参考資料議三―一及び二を御参照賜りたいと存じます。

平成二十四年五月に広島県福山市で発生したホテル火災や平成二十五年二月に長崎県長崎市で発生した認知症高齢者グループホーム火災など、重大な消防法令違反のある防火対象物における火災で多数の死者が発生したことを踏まえ、平成二十五年十二月十九日付け消防予第四百八十四号で「違反対象物に係る公表制度の実施について」が消防庁次長より通知されました。

現在、重大な消防法令違反のある防火対象物においては、命令等の行政処分を行った際、その命令内容を公示することが義務付けられておりますが、その命令等の行政処分を行うまでには相当な時間を要することから、その間、建物の危険性に関する情報が利用者等に提供されない状況にあります。

今回、改正しようとする公表制度におきましては、本消防組合のホームページを通じて建物の危険性に関する情報

を利用者等へ公表することにより、利用者自らがその情報を入手して利用の適否を判断することができ、あわせて防火対象物の関係者による防火管理業務の適正化及び消防用設備等の適正な設置促進を目的としております。

政令指定都市の全ての消防本部においては、既に火災予防条例の改正が行われおり、管内人口が二十万人以上の消防本部においては、平成二十九年三月までに火災予防条例の改正を行い、公布後、十分な周知期間を確保した上で、平成三十年四月一日から実施するものと通知がなされたため、今回、守口市門真市消防組合火災予防条例の一部を改正しようとするものでございます。

それでは、主な内容につきまして御説明申し上げます。今回、新たに第四十八条として防火対象物の消防用設備等の状況の公表についての規定を追加することから、以下一条ずつ繰り下げる改正でございます。

第四十八条第一項につきましては、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が、消防法、令又はこれに基づく命令の規定に違反する場合は、その旨を公表することができるものでございます。

第二項につきましては、公表しようとするときは、違反

対象物の関係者に公表する旨を通知することを定めるものでございます。

第三項につきましては、公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手續につきましては、別途規則で定める委任規定でございます。

なお、附則でございますが、施行期日につきましては、市民及び防火対象物の関係者に本制度を十分周知する期間を確保するため、平成三十年四月一日から施行いたしたく考えております。

以上、はなはだ簡単な説明でございますが、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○ 西田久美議長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

○ 四番 豊北裕子議員 議長

○ 西田久美議長 豊北議員

○ 四番 豊北裕子議員 はい。質問させていただきます。これは火災予防条例の一部を改正する条例案で、そういった設備とかがちょっとされてない所を公表することによって、利用する側もそういったところを抑制していきたいという、そういうための公表するという条例案かなと思うんですけども、ちょっと何点かただしていきたいといえますか、

ちよつと知りたいといえますか、御質問させていただきます。

まず、どのような建築物が対象なのか、具体的に。それと公表の対象となる違反とはどのようなものなのか。それとインターネットで公表するということは具体的にはどういふふうにされるのか。また、公表に至るまでの流れについてお聞かせください。

○ 池邨行弘予防課長 議長

○ 西田久美議長 池邨予防課長

○ 池邨行弘予防課長 はい。ただいまの豊北議員の御質問にお答えいたします。

違反対象物に係る公表制度の対象につきましては、不特定多数の者が利用する施設や、避難の困難な者が利用する施設で百貨店や飲食店、病院や社会福祉施設など火災が発生した場合に、特に人命危険の高い防火対象物において消防法令で定める屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が一切設置されていない場合に対象となります。

公表に至るまでの流れにつきましては、違反対象物に立入検査を行い、その結果を通知した日から十四日を経過しても公表に該当する違反が認められた場合に、本消防組合

のホームページへ掲載することができるとでございます。以上でございます。

○ 四番 豊北裕子議員 議長

○ 西田久美議長 豊北議員

○ 四番 豊北裕子議員 ありがとうございます。

次なんですけども、この守口市門真市消防管内においての対象建築物の数についてお答えください。

○ 池邨行弘予防課長 議長

○ 西田久美議長 池邨予防課長

○ 池邨行弘予防課長 はい。ただいまの御質問にお答えいたします。

守口市及び門真市の防火対象物の件数につきましては、平成二十九年二月二十八日現在、守口市四千六百五十四件、門真市四千七百七十五件、合計九千四百二十九件となっております。

以上でございます。

○ 四番 豊北裕子議員 議長

○ 西田久美議長 豊北議員

○ 四番 豊北裕子議員 ありがとうございます。

結構たくさん九千五百件近くあるということなんですけれども、この防火対象物の立入検査についてはどのように

行われているのか、一年に一回とか、二年に一回とかそこからへんについてお答えください。

○ 池邨行弘予防課長 議長

○ 西田久美議長 池邨予防課長

○ 池邨行弘予防課長 はい。ただいまの御質問にお答えいたします。

防火対象物の規模に応じて一種から四種の区分ごとに分け、それぞれ立入検査の実施回数を定めております。

一種は実施回数を一年に一回以上とし、不特定多数の者が利用する部分の床面積が三千平方メートル以上又は、高さが三十一メートルを超える防火対象物のうち、不特定多数の者が利用する部分の床面積が千平方メートル以上の防火対象物になります。

二種は実施回数を二年に一回以上とし、不特定多数の者が利用する部分の床面積が、千平方メートル以上三千平方メートル未満の防火対象物となります。

三種は実施回数を三年に一回以上とし、一種、二種以外の不特定多数の者が利用する防火対象物又は不特定多数の者が利用しない防火対象物で床面積が千平方メートル以上のものになります。

四種は実施回数を適宜とし、一種から三種までに該当し

ない防火対象物になります。そのほかにも消防法令で定める危険物や指定可燃物を取扱う施設が対象となります。

以上でございます。

○ 四番 豊北裕子議員 議長

○ 西田久美議長 豊北議員

○ 四番 豊北裕子議員 はい。ありがとうございます。

建物の大きさとか高さとかで、一年に一回とか、三年に一回とか分けられているということが分かりました。結構たくさん建物の件数ですので、大変だなと思うんですけど、過去三年間のこういった立入検査の後、改善の指導とかが行っている状況について教えてください。

○ 池邨行弘予防課長 議長

○ 西田久美議長 池邨予防課長

○ 池邨行弘予防課長 はい。ただいまの御質問にお答えいたします。

過去三年間で立入検査結果通知書を通じた件数につきましては、平成二十五年度は守口市が百三十五件、門真市が二百七十七件の合計三百五十二件、平成二十六年は守口市が百七十五件、門真市が二百四十五件の合計四百二十件、平成二十七年度は守口市が三百十六件、門真市が二百九十四件の合計六百十件でございます。

件数が年々増加しておりますのは、違反是正指導の積極的な推進と消防法令の改正に伴う立入検査の実施が主な要因となっております。
以上でございます。

○ 四番 豊北裕子議員 議長

○ 西田久美議長 豊北議員

○ 四番 豊北裕子議員 今、たくさんの方数の建物に指導など行ってもらっているということなんですけれども、この立入検査も人命を守る大事な仕事であると思います。

私の地域ではマンションを持っておられる方もいるんですけども、しばらく来ていないと、何年ということは聞いていないんですけども、そんなお声も聞いたこともありまして、今後ともしっかりとやっていただきたいなど要望いたします。質問を終わります。

○ 西田久美議長 ただいまの豊北議員の御発言は御要望として承っております。

他に質疑はございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○ 西田久美議長 よつて、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○ 西田久美議長 討論なしと認めます。よつて、討論を終結いたします。

これより議案第三号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 西田久美議長 異議なしと認めます。よつて、本案は原案のとおり可決されました。

次に移ります。日程第五、議案第四号「(仮称)守口市門真市消防組合門真消防署南部出張所新築工事請負契約の締結について」を議題といたします。

それでは、書記をして議題を朗読させます。

○ 中田一人総務課参事 議案第四号

(仮称)守口市門真市消防組合門真消防署南部出張所新築工事請負契約の締結について

(仮称)守口市門真市消防組合門真消防署南部出張所新築工事請負契約を、次のとおり締結する。

平成二十九年三月二十九日提出

守口市門真市消防組合 管理者 守口市長 西端 勝樹

以上

○ 西田久美議長 提案理由の説明を求めます。

○ 久野隆博総務課長 議長

○ 西田久美議長 久野総務課長

○ 久野隆博総務課長 それでは、議案第四号「(仮称)守口市門真市消防組合門真消防署南部出張所新築工事請負契約の締結について」につきまして、御説明申し上げます。

本件は、平成二十四年に策定いたしました消防整備計画に基づき、庁舎の耐震化問題、門真南地区大規模開発等の管内情勢への対応及び門真市南部地域防災拠点の充実強化を目指した葎島、千石両出張所を統合する庁舎でございます。

この契約につきましては、予定価格一億五千万円以上の工事に該当することから、議決を要し、上程させていただいたものでございます。

それでは、内容につきまして、御説明申し上げます。恐れ入りますが、付議事件議四―一及び二を、あわせまして、付議事件参考資料議四―一から四までを御参照賜りたいと存じます。

契約方法につきましては、去る二月二十四日に八業者による条件付き一般競争入札を行い、株式会社ハンシン建設が予定価格範囲内の五億四千五百七十五万五千円で落札し、消費税八パーセント分を加算した五億八千四百九十万千円で二月二十七日に仮契約を締結いたしましたものでございます。

その入札参加業者名及び入札書記載金額につきましては、

青木あすなる建設株式会社大阪本店、大鉄工業株式会社、共立建設株式会社関西支店、南海辰村建設株式会社及び株式会社ハンシン建設が五億四千五百七十五万五千円、株式会社森本組大阪支店が五億八千万円、栗本建設工業株式会社五億九千五百四十万円、日本国土開発株式会社大阪支店が六億百万円ございましたことから、五社によるくじの結果、議案書記載のとおり、大阪市西淀川区佃二丁目十番五号、株式会社ハンシン建設 代表取締役 谷 昭人と仮契約を締結しております。

また、落札率につきましては、九十パーセントでございます。

以上、誠に簡単な説明でございますが、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○ 西田久美議長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

○ 五番 戸田久和議員 はい。議長

○ 西田久美議長 戸田議員

○ 五番 戸田久和議員 はい。ちょっと予定していなかったんですが、簡単なことです。

八社が入札して、五社が同じ価格で、くじで決めた。落

札率は予定価格の九十パーセントであるということです。

ちよつと聞きますけれども、守門消防では最低制限価格の上限は、九十パーセントというふうになっていて、その九十パーセントに集中してくじをしたのか、入札、最低制限価格の上限とはちよつと別の数字なのか、その点ちよつと聞かせてください。

○ 久野隆博総務課長 議長

○ 西田久美議長 久野総務課長

○ 久野隆博総務課長 まず、いろんな工事によりまして、各率が変わりますけれども、今回、最低制限価格を設定しております。これは、事後公表しております。予定価格につきましては、公表しております。

それで、大体九十パーセントというのに集中するんですけれども、最低制限価格は、各電気工事、本体の躯体工事という区分によりまして、率、パーセントが決められております。その結果、大体それを総合して、最低制限価格を見積もって、各建設会社が入札して、五社が同価格で、最低制限価格内の同価格でくじということでございます。

○ 五番 戸田久和議員 はい。議長

○ 西田久美議長 戸田議員

○ 五番 戸田久和議員 この五社が同じ価格で入札を抽選し

たというのは、入れた価格というのは、それ自体が最低制限価格の範囲内であったということなんです。最低制限価格の上限を上回るものではなくて、最低制限価格の上限、下限の間であったということですね。それ確認します。

○ 久野隆博総務課長 議長

○ 西田久美議長 久野総務課長

○ 久野隆博総務課長 はい。予定価格と最低制限価格の範囲内であったということでございます。

以上です。

○ 五番 戸田久和議員 はい。議長

○ 西田久美議長 戸田議員

○ 五番 戸田久和議員 はい。これちよつと門真市で最近気が付いて、質問したものです。

門真市では宮本市長が市長になって、新しい予算を組む、二十七年から最低制限価格の上限を従来八十五パーセントの、予定価格のね、だったものを九十パーセントに上げるということになって、これだったら年間一億六千万円ぐらい工事費膨れるんじゃないかと、こういうふうなこともあるわけですけども、守門消防というのは、事務的なことについては、守口に準拠してやっていると、いうふう聞いてますので、ということは最低制限価格は、上限が予定価

格の九十パーセントであるということは守口市はそういうやり方を大分前、何年も前から既にずっとやってると。

その結果、今回の入札もそのようになったということなのででしょうか。

○ 久野隆博総務課長 議長

○ 西田久美議長 久野総務課長

○ 久野隆博総務課長 はい。議員のおっしゃるとおりでございます。

○ 五番 戸田久和議員 分かりました。以上です。

○ 西田久美議長 他に質疑はございませんか。

○ 四番 豊北裕子議員 はい。議長

○ 西田久美議長 豊北議員

○ 四番 豊北裕子議員 今回契約する先については、既に理解しているんですけども、この南部出張所新築していくに当たって、ちょうど一年前にも御質問させていただいたんですけども、隣に二百六十名の認定こども園ができるということ、子供たちの生活の保障とか音とかちよつと心配やということ、ね私は注意を、今後いろんな対策も考えてほしいということで、要望してたんですけども、まさにこの今回契約されるこの企業がですね、建てていくに当たってどのような対策をその後考えているのか、いないのか、

またお答えください。

○ 久野隆博総務課長 議長

○ 西田久美議長 久野総務課長

○ 久野隆博総務課長 はい。議員の御質問にお答えいたします。

認定こども園側の葎島・千石統合庁舎西側につきましては、低木の植栽と防音壁で囲い、景観と騒音に配慮した対応をしております。

以上でございます。

○ 四番 豊北裕子議員 はい。議長

○ 西田久美議長 豊北議員

○ 四番 豊北裕子議員 騒音の配慮をいただいたということについては、一定、理解をします。今後ともいろいろ始まってから、いろいろとあると思うんですけど、今後起こってくる課題に対しても、しっかりと対応していただきたいなというふうに思います。

もう一点なんですけれども、今後も同時期にですね、認定こども園の建設も始まりますし、今、府営住宅の建替えもやっていますし、で、この消防庁舎の建設も、三つの工事が始まるんですけども、工事中の安全面についてどのように考えてるんでしょうか。

○ 久野隆博総務課長 はい。議長

○ 西田久美議長 久野総務課長

○ 久野隆博総務課長 はい。現在、大阪府、門真市及び本消防組合の三者により、工事関係車両の進入経路、警備員の配置等の協議を実施したところであります。

また、今後は、建設現場での工事監理については、工事監理業者双方で定期的に協議を進めていくものでございます。

以上です。

○ 四番 豊北裕子議員 議長

○ 西田久美議長 豊北議員

○ 四番 豊北裕子議員 はい。とても大きなトラックが三つの工事で行き来しますので、事故のないようにくれぐれもよろしくお願いいたします。

要望なんですけれども、今後でもすし、開庁後も地域の住民や認定子ども園とも様々な課題が発生した場合には、速やかに関係者で十分な話し合いをして対策をとっていただきたいことと、保育所の運営が円滑に実施できるよう、認定子ども園自体が門真市も初めてのことでですので、いろいろなことが私は起こるんじゃないかなというふうに危惧をしております。

子供たちの安全や発達を保証する環境を確保する対策をとりながら消防庁舎としての役割をしっかりと果たしていただくようお願いをし、要望とさせていただきます。

以上です。

○ 西田久美議長 ただいまの豊北議員の御発言は御要望として承っております。

他に質疑はございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○ 西田久美議長 よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○ 西田久美議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議案第四号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 西田久美議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に移ります。日程第六、議案第五号「平成二十九年 度 守口市門真市消防組合会計予算」を議題といたします。

それでは、議題の朗読は省略し、直ちに提案理由の説明

を求めます。

○ 久野隆博総務課長 議長

○ 西田久美議長 久野総務課長

○ 久野隆博総務課長 はい。それでは、議案第五号「平成二十九年年度守口市門真市消防組合会計予算」につきまして、御説明申し上げます。恐れ入りますが、お手元の付議事件参考資料の議五―一及び二を御覧いただきたいと存じます。まず予算の概要でございますが、予算総額が四十一億七千九百一十五千円で、前年度と比較いたしますと、四億三千九百十三万円、率にいたしまして、十一・七パーセントの増となっております。

歳出予算の性質別経費の比率は、人件費が七十三・八パーセント、物件費が四・三パーセント、投資的経費が十五・六パーセント、その他の経費が六・三パーセントとなっております。

それでは、予算書によりまして、御説明申し上げます。恐れ入りますが、予算書の一ページをお開き願います。

まず、予算の総額でございますが、第一条で歳入歳出それぞれ四十一億七千九百一十五千円と定めさせていただいております。

次に、第二条債務負担行為及び第三条地方債でございます

す。恐れ入りますが、四ページをお開き願います。

第二表債務負担行為でございますが、記載のとおり、複数年にわたる契約であります寝具類借上事業について、債務負担行為を設定しようとするものでございます。

次に、第三表地方債でございますが、記載のとおり、新規発行債について、借入れの限度額及び条件等を規定しようとするものでございます。恐れ入りますが、一ページにお戻り願います。

第四条では、一時借入金の最高額を五億四千六百五十万円と定めさせていただこうとするものでございます。

続きまして、内容につきまして、歳出から御説明申し上げます。恐れ入りますが、十四ページをお開き願います。

一款議会費から十七ページ、二款総務費までにつきまして、特段申し上げることはございません。

次に、十八ページ、三款消防費、一項消防費、一日常備消防費につきましては、三十三億四百二十三万五千円を計上いたしております。そのうち、二節給料から十九ページ、四節共済費までの人件費につきましては、給与費明細書といたしまして、二十五ページから二十九ページに一般職の給料、職員手当の状況等を記載いたしております。

次に、八節報償費から二十ページ、十二節役務費につき

ましては、特段申し上げることはいりません。

十三節委託料につきましては、高機能消防指令センターを初めとする施設機器等保守管理、職員健康診断などの委託料でございます。

二十一ページ、十五節工事請負費につきましては、消防本部訓練棟外壁改修工事を施すものでございます。

十八節備品購入費のうち、事業用器具費につきましては、消防用ホースを初め、各種警防、救急、救助用の資機材等の購入費用でございます。

十九節負担金、補助及び交付金のうち、負担金にありましては、消防用ヘリコプター運営費、救急安心センターにおさか運営費などに対します負担金で、研修負担金にありましては、消防大学校、府立消防学校、救急救命士養成所を初め、その他専門教育機関に職員を研修派遣するものでございます。

二十二節補償、補填及び賠償金から二十二ページ、二十七節公課費までにつきましては、特段申し上げることはいりません。

続きまして、二目消防施設費は六億五千二百六十万円を計上いたしております。

十三節の委託料につきましては、葎島・千石統合庁舎建

設に伴う工事監理業務の委託料でございます。

十五節の工事請負費につきましては、葎島・千石統合庁舎建設及び指令システム移設工事を行うものでございます。

十八節備品購入費につきましては、救助工作車、高規格救急車を各一台、合計二台を更新整備するものでございます。

次に、二十三ページ、四款公債費及び五款予備費につきましては、特段申し上げることはいりません。

以上が歳出でございます。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。恐れ入りますが、八ページにお戻り願います。

二款使用料及び手数料から申し上げます。一項手数料につきましては、許可申請手数料などの二百万円を計上いたしております。

次に、九ページ、三款府支出金、一項府負担金にありましては、府立消防学校派遣教官人件費の返戻金、二項府補助金にありましては、消防用ヘリコプター運営費負担金に對します補助金でございます。

次に、十ページ、四款財産収入、一項財産運用収入にありましては、基金によります利子、二項財産売却収入にありましては、車両更新に伴う廃車売却料でございます。

次に、十一ページ、五款繰越金は本年度につきましては、千万円計上いたしております。

六款諸収入は、救急業務に関する覚書に基づきます西日本高速道路株式会社からの支弁金が主なものでございます。

続きまして、十二ページ、七款組合債は、葎島・千石統合庁舎建設事業及び消防車両の購入に対しまして、五億四千六百五十万円を計上いたしております。

最後になりましたが、一款分担金及び負担金につきまして、御説明申し上げますので、再度、八ページを御覧願います。

ただいま御説明申し上げました歳入以外に三十六億五百四十八万六千円が必要となりますので、十三ページの算出表のとおり分担金といたしまして、守口、門真構成両市に御負担をお願いするものでございます。

以上、誠に簡単な説明ではございますが、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○ 西田久美議長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

○ 五番 戸田久和議員 はい。議長

○ 西田久美議長 戸田議員

○ 五番 戸田久和議員 予算書十ページ、財産収入、物品売

払収入二十万円、廃車売却料に関して質問です。今回私、一般質問いたしません。この質疑で終わります。

ちよつと全体的に触れますのは、私、足掛け十九年間議員をやつて様々な改善つとやつてきた。議会の質疑、質問のときに、問題意識のない議員が、けちつけて業務妨害するのは私、本当に許せないんですよ。そのことを言つておいて、質疑に、予定通りの内容に移りますね。

クエスチョンの一、この車両はレスキューで使つてきたものだと言いましたけれども、具体的にどういう車両なのか。何トン車で、どういう設備を持って、どういう使用をしてきたのか。

また、買ったのはいつで、使用年数と走行キロ数はいくらか。

八千三百万円を超える価格で買ったと聞きましたが、購入額の総額はいくらか。車体とシャシ、艤装費、はしごとかポンプとか艤装費、無線とかその他機材の、資機材費と区別があるようですね。今回の売却、二十万円で売るといふのは原価いくらのものを二十万円で売つたと思えばよいのか消防当局の考えを聞かせてください。

○ 久野隆博総務課長 議長

○ 西田久美議長 久野総務課長

○ 久野隆博総務課長 はい。今回の車両につきましては、ウ

インチ装置、発電照明装置、クレーン装置を有した五・五トンシャシの救助工作車であり、各種救助事業を初め、火災や特殊災害等多岐にわたり出動いたします。

買った年数ですが、購入時期は二千二年、平成十四年度で使用年数は十五年、走行距離は二万二百八十三キロメートルでございます。

また、消防車両の新規購入にあたって要する費用を分類しますと、車体そのものであるシャシ費用と、ポンプやはしご、赤色灯、サイレン等を組み込む艤装費、それに無線機、その他多数の資機材費の三つになります。

廃車売却に際しましては、資機材の中の一定の部分を外して売りますが、それが資機材費の全額ではなく具体的な算定は困難でありますので、一応の目安といたしましては、本件予算で廃車売却車両につきましては、シャシと艤装費計五千八百七十七万円で購入したものを二十万円で売却するというふうになさしていただいでよろしいと考えます。

なお、総合購入価格と廃車売却価格との間に、かなりの開きがありますが、消防車両等は塗装色や装備品を初め、特殊な艤装をしており、廃車後の需要や使い道が極めて少ないものであるため、一般車両とは全く異なる売却価格算

定をせざるを得ない次第であります。

予算計上する価格の算定につきましては、過去の実績をもとに落札する見込みのある金額としておりますので、よろしく御理解をお願いいたします。

○ 五番 戸田久和議員 はい。議長

○ 西田久美議長 戸田議員

○ 五番 戸田久和議員 はい。分かりました。シャシ、艤装費の合計で、五千八百七十七万円と考えても、またそれを上回る資機材費も含めた八千三百五十万円と考えても、いずれにしても桁違いの安値でしか販売できないということなんでしょうが、やむを得ない事情は分かるんですけども、もう少しなんとかならんかなと思って、この質問、質疑に至ったわけです。

クエスチョン二番目にいきます。議会前に消防当局へ準備質問しまして、それによつてですね、救急車その他も含んで、ただし、二輪は除くということで、廃棄売却した消防組合車両について、二千七年度から二千十六年度まで十年間の各年度ごとに、まず車種名とその写真、廃棄販売価格、入札落札した相手、その車両を新車購入した時期と購入価格、その車両の使用年数と走行距離を出してもらつてます。全てを答弁してもらつるのは煩雑になりますので、以

下のことだけ答えてください。

まずA、過去十年間の各年度ごとの廃棄販売した車両の数と購入時の総合価格、つまり先ほどの資機材費も含めてね、総合価格の合計及び売却価格の合計を述べてください。

次、B、全体を通じて最も高く売れた車両三つについて、それぞれの車種と売却価格、購入したときの総合価格及び走行キロを言ってください。逆に最も安い価格でしか売れなかった車両三つについて、それぞれの車種と売却価格、購入したときの総合価格及び走行キロを述べてください。

Cとして、ちなみに、消防当局から出してもらった一覧表を見たところ、二千十年度は四車種七車両と一番多いので、この年度を例にとつて聞きますけれども。二千十年度の廃棄売却車両それぞれの種別と大きさ、購入総合価格、廃棄売却価格、使用年数、走行キロを述べてください。以上です。

○ 久野隆博総務課長 議長

○ 西田久美議長 久野総務課長

○ 久野隆博総務課長 はい。過去十年間の年度ごとの車両車種と総額と売却価格を申し上げます。

まず、二千七年、平成十九年度、救急車、ポンプ車の二台、二台の購入総額は四千四百二十四万八千六百三十七円、

売却価格につきましては八十一万三千五百七十円。

(「すいません、ちよつとゆつくりめでお願いします。」と呼ぶ者あり)

二千八年、平成二十年度、救急車、ポンプ車の二台、二台購入総額四千三百六十一万六千四百四十円、売却価格五十三万六千七百七十円。

二千九年、平成二十一年度、査察広報車、救急車、ポンプ車の計四台、四台購入総額五千七十三万三千八十円、売却価格百二万二千四百八十円。

二千十年、平成二十二年度、査察広報車二台、指揮車二台、ポンプ車、指揮広報車、救急車の計七台、七台購入総額五千八百四十六万七千七百七十円、売却価格百十五万四千八百二十円。

二千十一年、平成二十三年度、化学車、はしご車、救急車の計三台、三台購入総額一億九千二百八十三万三千五百五十円、売却価格二百五十七万八千円。

二千十二年、平成二十四年度、化学車、スモートルタンク車二台、指揮広報車の計四台、四台購入総額七千四百八十六万二千円、売却価格二百十三万五千五百円。

二千十三年、平成二十五年度、スモートルタンク車二台、救急車の計三台、三台購入総額七千九百九十三万四千四百円、

売却価格百三十六万五千円。

二十四年、平成二十六年、人員搬送車、指揮調査車、救急車、指令車、軽事務連絡車の計五台、五台購入総額三千九百九万三千五百八十円、売却価格三十九万二千四十円。

二十五年、平成二十七年度、救急車一台、購入総額二千八百三十五万円、売却価格三十九万五千二百八十円。

二十六年、平成二十八年度、救急車一台、二千七百七十二万円、三十八万九千八百八十円。

以上でございます。全体を通じて最も高く売れた車両三つということですので、一番高いのが、車種がはしご車、売却価格が百五十四万三千元、購入価格が一億三千二百三十六万五千円、走行距離は一万八千二百六十キロ。

次の二台につきましては、同価格で売却しております。

一つ目は化学車、売却価格は六十八万二千五百円、購入価格は三千二百七十九万五千円、走行距離は一万九千六百九十一キロ。次はスモールタンク車、売却価格同額の六十八万二千五百円、購入価格は二千十一万六千九百五十円、走行距離は六万七千七百七十キロ。

最も安い価格の車両につきましては、査察広報車、売却価格一万三千九百三十円、購入価格二百八万八千円、走行距離につきましては記録なしでございます。車種、指揮広

報車、売却価格二万六千円、購入価格二百六万八千五百円、走行距離は記録なしでございます。続いて、車種、指令車、売却価格二万七千円、購入価格二百九十九万四千五百八十円、走行距離三万三千四百七十キロで、あと、二十年度の五種類、七車両の、二十年度の廃棄売却車両それぞれの種別、購入総額、売却価格、使用年数、走行距離ですが、まず、一台目、査察広報車、軽貨物自動車、購入総額は、百八万五千二百一十円、売却価格は八万五千五百円、使用年数は十年、走行距離は二万六千二百十三キロ。

同じく査察広報車、軽貨物自動車、購入価格は百八万五千二百一十円、売却価格は九万二千五百円、使用年数十年、走行距離は二万八千四百八十四キロ。

三台目、指揮車、小型乗用自動車、購入価格二百九十三万五千五百円、売却価格七万八千円、使用年数十四年、走行距離一万八千六百九十一キロ。

四台目、指揮車、小型乗用自動車、二百九十三万五千五百円、売却価格八万二千円、使用年数十四年、走行距離一万五千四百五十四キロ。

次にポンプ車、三トン車、購入価格千九百九十三万五千六百六十五円、売却価格四十一万九千八百二十円、使用年数十四年、走行距離につきましては、記録がありません。

指揮広報車、小型貨物自動車、購入総額二百六万八千五百円、廃棄売却価格二万六千円、使用年数十二年、走行距離は記録がありません。

救急車、二千八百四十二万三千五百円で購入しております。売却価格は三十七万五千円、使用年数は九年でございます。走行距離につきましては、これも記録が残っておりません。

記録なしの車両につきましては、申し訳ございません、記載漏れによるものでございます。それ以降は全て記載しておりますので、御理解賜りたいと思います。

以上でございます。

○ 五番 戸田久和議員 はい。議長

○ 西田久美議長 戸田議員

○ 五番 戸田久和議員 はい。引き続き二千七年度から二千十六年度までの十年間の廃棄売却車両について聞きますが、消防から事前にもらった資料一覧表を見てみますと、車種によって走行キロ数や売却価格に特徴があるというのがあります。過去十年間においてですね、まず、救急車の売却価格の平均と走行キロ数の平均はいくらか。

また、乗用車タイプの車種の売却価格の平均と走行キロ数の平均はいくらか。

次、消火等の特殊作業用の車種、化学車を含めますけども、売却価格の平均と走行キロ数の平均はいくらか、お答えください。

○ 久野隆博総務課長 議長

○ 西田久美議長 久野総務課長

○ 久野隆博総務課長 はい。まず、救急車の売却価格の平均は三十四万三千九百六十円で、走行距離の平均が十七万九千九百十三キロメートルでございます。

乗用車タイプの売却価格の平均につきましては、六万四千六百二十二円、走行距離の平均は二万七千六百一十一キロ。消火等の特殊作業用の車種の売却価格の平均につきましては、四十九万三千七百七十三円、走行距離の平均は三万九千七百七十一キロでございます。

以上です。

○ 五番 戸田久和議員 はい。議長

○ 西田久美議長 戸田議員

○ 五番 戸田久和議員 救急車が走行距離が圧倒的に多いけれども、それ以外の車種については、十数年間で三万とか二万とかというのが分かりました。

次の質問にいきます。クエスチョンの四ですね、消防の車両自体は、十年、十五年のものであっても日常的に点検

整備され、きれいな状態で保存されてきたものであると思
いますが、どうでしょうか。

○ 久野隆博総務課長 議長

○ 西田久美議長 久野総務課長

○ 久野隆博総務課長 はい。日常点検や法定点検を実施する
とともに、日常的に隊員により清掃等を実施しております。
以上です。

○ 五番 戸田久和議員 はい。

○ 西田久美議長 戸田議員

○ 五番 戸田久和議員 そういう非常にピカピカなものなん
ですが、極めて安い価格になっているということですが、
クエスチョンの五番目として、こういった非常に良好な

状態の車両が激安で売却されていますが、そもそも消防廃
棄車両の入札売却について。

まず、(1)法律や行政指導において何か決まっていること
はあるか。

(2)廃棄車両売却に当たって、消防当局がその車両に対し
て行うことは何か。廃棄車両はどういう状態で売却に出さ
れるのか。あと、そして必ず撤去しなければいけない設備
とか、車両から外して、消防当局が手元に残す設備はどう
いうものがあるのか。

例えば消火救急活動用の設備、ホース、はしご、救急医
療用設備等々はどうなのか。サイレンや回転灯はどうなの
か。無線設備等はどうか。また、車体の塗装はそのままな
のか。守口市門真市消防組合の文字はつぶすと聞きました
けれど、それは車体の赤色で塗りつぶすということなのか。
(3)廃棄手続きをした上での売却引き渡しだと思うが、そ
の車両は購入者が自力で再登録車検手続きをして日本国内
で使用できるのか。

(4)再登録車検手続きをして国内で使用する場合に、購入
者側で何か義務があるのか。例えば車体を赤色、今現状の
赤色以外に塗り替えなければいけないのか。というふうな
ことがあるのか。

以上まとめてお答えください。

○ 久野隆博総務課長 議長

○ 西田久美議長 久野総務課長

○ 久野隆博総務課長 はい。まず、消防車両等の売却に係る
特段の定めはありません。ただし、二十四年、平成十六年
八月二十四日に消防消第百六十九号「消防車両等の適切な
管理及び処分について」により、不要車両の処分について
次のとおり記載されております。

解体等を目的とした抹消登録の手続きを行うこと。消防

本部等において、車体の名称表示を確実に消去するとともに、赤色灯、サイレン及び無線機の撤去を行うこと。

以上の内容を踏まえ、廃棄車両の売却前に処理を行っております。

従って、必ず撤去しなければいけない設備は、赤色灯、回転灯、サイレン及び無線機ということになります。なお、無線設備等は新規車両へ積み替えています。

ホース、消火はしご、救急医療用設備等の資機材等は、大規模災害等に対応するため保管しております。また、車体の塗装は、現状そのままの状態で売却に出します。守口市門真市消防組合の文字につきましては、ステッカータイプであることから、塗りつぶさずに剥がしております。

廃棄手続きについては契約業者に一任し、抹消登録に関する書類を提出させております。契約者がその車両を再登録、使用することは可能でございます。ただし、緊急自動車は届出は事前に返納しておりますので、この時点で緊急自動車としての使用はできません。

再登録車検手続きをして国内で使用する場合に、購入者側で何か義務があるかについてですが、例えば車体を赤色以外に塗り替えなければならぬとか、従前が消防車両等であったとしても、特段の義務はございません。

以上です。

○ 五番 戸田久和議員 はい。議長

○ 西田久美議長 戸田議員

○ 五番 戸田久和議員 はい。ありがとうございます。パトカーとかの場合、同じ白黒でも特殊な色なので、あのまま乗っちゃいけないという車があるのと、本当かどうか分かりません。そういう話を聞きました。消防車両の場合は、現状の色のままでいいということも確認できました。

さて、クエスチョンの六番、引き続き、消防廃棄車両の入札売却について聞きますけども。

(1)この入札への参加資格はどのような会社団体や個人が持つのか。誰でも自由に参加できるのかとか。

(2)守口市門真市消防組合の廃棄車両の入札はどのように公知され、周知ですね、公知されどこで、どういう手続きで行われるのか、今までの例を紹介してください。

(3)守口市門真市消防組合の廃棄車両の入札の場合、落札しているのは企業のみか。大体においてはこういう企業なのか答えてください。

○ 久野隆博総務課長 議長

○ 西田久美議長 久野総務課長

○ 久野隆博総務課長 はい。当消防組合では、構成両市であ

る守口市、門真市の入札参加資格者名簿「古物商」で登録している業者の中から車両の売却が可能な業者を選定し、当消防組合指名競争入札選考委員会において、業者の指定を行い、指名競争入札を実施しております。

手続きにつきましては、先の内容で業者を選定し、当消防組合消防本部にて指名競争入札を実施しております。

入札は企業のみかということですが、先ほど申しました内容のとおり、構成両市である守口市、門真市の入札参加資格者名簿「古物商」で登録している業者ということになります。それが「古物商」で登録されているのが法人かということとは、そのときにわかるということですので。

以上です。

○ 五番 戸田久和議員 はい。議長

○ 西田久美議長 戸田議員

○ 五番 戸田久和議員 はい。クエスチョンの七ですね。消防当局が知っている範囲において、売却された車両はどう使われているのか。

例えば国内で販売するとか、海外へ転売するとか、あるいはスクラップ、部品取りとして利用とか、知ってる範囲のところを答えてください。

○ 久野隆博総務課長 議長

○ 西田久美議長 久野総務課長

○ 久野隆博総務課長 はい。落札した業者側にもありますが、海外への販売、それと各中古部品の販売等、落札した業者によります。

○ 五番 戸田久和議員 はい。議長

○ 西田久美議員 戸田議員

○ 五番 戸田久和議員 ときどき例えばアジア、ネパールに日本の消防車をプレゼントとかやるというのがありますけども、その場合は、消防から多分、無料でもらって、それを渡すということです。守門消防の場合、財政的にいっても、少しでも収入を得たいということで、それはそれで結構だと思えます。

ただ、もう少し高く売れる手段があるのではないかと、いうふうに強く思えてなりません。現状の守口市門真市消防組合の廃棄車両の入札については、まず、(1)門真市と守口市の両市で「古物商」で登録している業者で聞くと、ころによると七社程度ということがあります。

(2)さらに入札選考委員会で業者の指定をした指名競争入札を行うとのことであり、これも、これらの条件を緩和して入札参加者枠を広げることについて、何か不都合な部分はあるでしょうか。

今までこういった条件を課してきた根拠や背景を含めて説明してください。

○ 久野隆博総務課長 議長

○ 西田久美議長 久野総務課長

○ 久野隆博総務課長 はい。構成両市であります守口市、門真市の入札参加資格者は、資格申請をする際に各市の暴力団排除条例に関する誓約書を提出していることから、各種入札の業者選定において不可欠な要件となっております。

また、「古物商」の中でも、鉄くず等取扱い種目は多々ございますが、最も高額で落札される見込みのある、自動車を取り扱うことのできる業者を選定いたしております。以上です。

○ 五番 戸田久和議員 はい。議長

○ 西田久美議長 戸田議員

○ 五番 戸田久和議員 はい。十一項目の質問のうちの九番目に行きますけれども。

さて、クエスチョン九、ネットオークションにかけるという手段について聞きます。

(1)その利点と用心すべき点というのはどのように考えますか。

(2)消防の中では、廃棄車両をネットオークションにかける

ている所が、茨木市などであると聞きましたが、単独市消防や広域消防を問わず、大阪府内の消防でのネットオークション実施の消防はどれくらいあるか。具体的な消防名もあげて答えてください。

(3)茨木市消防でのネットオークション販売においては、売却価格が守門消防より高く売れているとみてよいと思いますが、いかがでしょうか。併せて答えてください。

○ 久野隆博総務課長 議長

○ 西田久美議長 久野総務課長

○ 久野隆博総務課長 はい。まず、オークション形式になることから落札価格が高額になる可能性はあると考えられますが、先ほど述べました暴力団排除条例等相手方の業態や信用を消防側が把握することが困難となるおそれがございます。

また、大阪府で実施している消防本部は、交野市消防本部、箕面市消防本部、茨木市消防本部、岸和田市消防本部、泉州南広域消防組合の計五本部でございます。

茨木市消防本部でのネットオークションの売却につきましては、詳しく調べておりませんが、高額落札になる可能性はあると考えます。

ここ二年間の実態をみたところでは、守門消防と同等と

思われる車両につきまして、守門消防での売却価格より若干高いと思われるものも一部にあるようにも見受けられますが、総合的にみた場合にどうであるかにつきましては、今後の調査、検討が必要であると考えています。

なお、二千四年、平成十六年の八月二十四日付けの通知、「消防車両等の適切な管理及び処分について」の通知がなされたにもかかわらず、ネットオークションで赤色灯やサイレン等を撤去を行わずにオークションにかけられ、高価で売却されたということもあり、再度二千四年、平成二十六年に消防車両の処分方法について通達が行われたものでございます。

以上です。

○ 五番 戸田久和議員 議長

○ 西田久美議長 戸田議員

○ 五番 戸田久和議員 今、予定外の追加で聞きますけども、外すべきものを外さずにやって、ネットで高く売れたと。これはまずいということで、規制をかけた。

今現在、規制がちゃんとかかって以降、当たり前と思いますが各市の消防当局で、ネットで出す場合、ちゃんと規制は厳守した上で出しているということだと確認しますが、どうでしょうか。

○ 久野隆博総務課長 議長

○ 西田久美議長 久野総務課長

○ 久野隆博総務課長 はい。それぞれの消防本部でこれを守って外しているというふうに考えております。

○ 五番 戸田久和議員 議長

○ 西田久美議長 戸田議員

○ 五番 戸田久和議員 はい。ネットで高く売れる可能性はあると思います。このへんは指摘して次のクエスチョン十にいきます。

今回、質問に当たって、事前に消防当局とのやり取りの中で新車を買うときに、あらかじめ廃車売却のときの価格を引いて安く買うという手法を取っている消防もあることを教えてもらいました。

(1)これは、具体的にどういうものなのか。

(2)その利点と用心すべき点をどう考えるのか。

(3)現状よりも経済効果が高い手法とみてよいか。

以上、まとめて答えてください。

○ 久野隆博総務課長 議長

○ 西田久美議長 久野総務課長

○ 久野隆博総務課長 更新する車両の仕様書に、廃車車両を下取りに出す旨の内容を記載し、納車後、消防側の指示す

る時期に廃車車両を引き取ってもらうということになります。

利点と用心すべき点につきましては、仕様書の内容にあつては、消防本部の名称等撤去しなければならない処理を新車納入業者に一任することができます。ただし、一括で入札するため、下取り価格は不明確となります。

経済効果につきましては、下取り価格は不明確となりますが、廃車車両の処理や事務手続き等、職員が要する時間や負担が軽減されると考えます。

以上です。

○ 五番 戸田久和議員 はい。議長

○ 西田久美議長 戸田議員

○ 五番 戸田久和議員 はい。では最後の質問、十一項目です。

消防廃棄車両をもう少し高く売ってほしいと非常に強く思います。消防当局として、今後、意欲的に他の消防を調べてみるなどの調査研究をしていってほしいと思います。ですが、いかがでしょうか。

○ 久野隆博総務課長 議長

○ 西田久美議長 久野総務課長

○ 久野隆博総務課長 はい。少しでも高く売却できるよう調

査研究して参りたいと考えます。

○ 五番 戸田久和議員 はい。議長

○ 西田久美議長 戸田議員

○ 五番 戸田久和議員 指摘と要望を行います。

今回の非常に特殊な車両で、置き場所も維持も大変で、格安になってしまうのは、分らんことはないんですけども、何千万円もしたものが二十万そこらでしか見込めないというのは、あまりにもちょっと低すぎる。ひよつとしたら、これは狭い業界枠の中に限定してるから、そこで安く、そこでの相場、業者間の同意している相場ということで安く買い叩かれて、買い取ったものは、また、いろんな部品を取るにしろ、なんにしろ、すごい価値をもしかしたらもっているのではないかという気もいたします。

このことについては、私も初めて気が付いた、守門消防も初めて言われて考えることになったということなので、私自身としても、いろんなところに、また、広く情報提供呼びかけてみて、研究もするし、今後これはいけるんじゃないかなということ、こちらからも積極的に提起して、考えていただきたいと思えます。

次も私が消防議員をやっておれば、七月の消防議会でも提起いたしますので、今後ともできるだけ、せつかく何千

万もね両市民の財産で買ったものですから、八千万円で買った、五千何万だというやつが、二十万、三十万しか期待できない、ということをはちよつと脱却していただきたい。ということを描いて終わります。どうも。

○ 西田久美議長 ただいまの戸田議員の御発言は御要望として承っております。

他に質疑はございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○ 西田久美議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○ 西田久美議長 討論なしと認めます。よって討論を終結いたします。

これより議案第五号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 西田久美議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

それでは、閉会に際し、管理者から御挨拶を受けることといたします。

○ 西端勝樹管理者 議長

○ 西田久美議長 西端管理者

○ 西端勝樹管理者 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、御提出いたしました全ての案件を速やかに御決定賜り、厚く御礼申し上げます。

また、議員各位より賜りました、御意見等につきましては、今度の消防行政に反映させてまいる所存でございます。

終わりに、今後とも、より一層の御指導、御助言を賜りますようお願いを申し上げます、誠に簡単ではございますが、

閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。

○ 西田久美議長 続きまして、閉会に当たり、私からも御挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、終始慎重なる御審議を賜り滞りなく全日程を終わらせていただき誠にありがとうございます。ここに、深く感謝の意を表すとともに、今後とも組合議会の円滑なる運営に、より一層の御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げます、誠に簡単ではござい

ますが、閉会の御挨拶いたします。

それでは、これをもちまして本定例会を閉会いたします。
どうもありがとうございます。

午前十一時三十七分閉会

~~~~~